

土砂災害ハザードマップ

道志村



◎土砂災害防止法の概要

近年の土砂災害の状況を踏まえ、「土砂災害防止法」は土砂災害から国民の生命及び身体を土砂災害から保護することを目的とし、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備を図り、土砂災害特別警戒区域では特定開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制等の施策を講じるものとしている。これらの施策を実施するため、定期的に基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定することとしている。

◆土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

◆土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

明らかにされた、土砂災害により被害を受けるおそれのある土地を区域指定します。

○土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

住民の皆様生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域

○土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

建物が壊れ、住民の皆様生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※イエローゾーンに含まれます

土石流に対する区域設定のイメージ



急傾斜地に対する区域設定のイメージ



土砂災害の種類

このような場所が区域指定の対象となります。



がけ崩れは、急な斜面で突発的に起こり、瞬時に崩れ落ちるため、避難が遅れがちになります。

土石流は、谷筋で起きますので、土砂など水といっしょに流れくんだり、スピードが速く大きな破壊力を持っています。

地すべりは、一度に広い範囲の地盤が動き出すので、速度はゆるやかですが、発生すると大きな被害をもたらします。

こんな前触れに注意しよう(土砂災害の前に発生する様々な前兆現象)



土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

土砂災害警戒区域注釈 (土砂災害防止法施行令 第二条)

- 急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
- 土石流
 - 土砂の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
- 地すべり
 - イ 地すべり区域(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
 - ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域注釈 (土砂災害防止法施行令 第三条)

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。
※ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

土砂災害警戒区域とは

土砂災害の恐れのある区域を『土砂災害警戒区域』と呼びます。その中でも家屋を破壊し、人命に危害のおそれのある区域を『土砂災害特別警戒区域』と呼んで区別しています。
これらの区域は、山梨県が砂防基礎調査を実施した後、市町村長の意見を聞きながら県知事が指定し、県民のみなさんに公示していきます。

土砂災害警戒区域の指定 (通称:イエローゾーン)

土砂災害のおそれのある区域

警戒区域に指定されると、下記の措置が取られます。

土砂災害特別警戒区域の指定(通称:レッドゾーン)

建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある土砂災害のおそれのある区域

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒態勢の整備が図られます。

特別警戒区域ではさらに

建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制

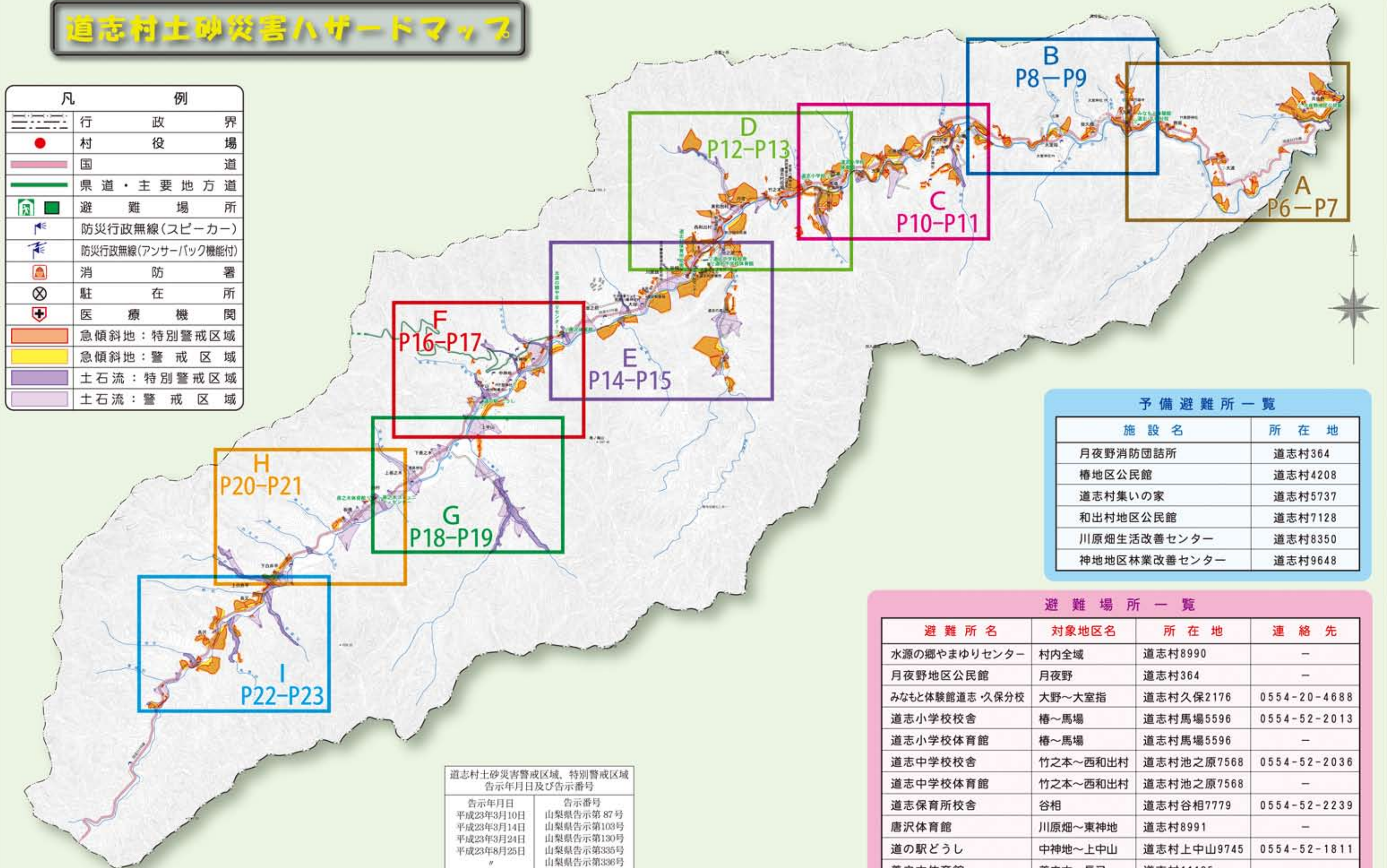
住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

道志村土砂災害ハザードマップ

凡	例
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域



予備避難所一覧

施設名	所在地
月夜野消防団詰所	道志村364
椿地区公民館	道志村4208
道志村集いの家	道志村5737
和出村地区公民館	道志村7128
川原畑生活改善センター	道志村8350
神地地区林業改善センター	道志村9648

避難場所一覧

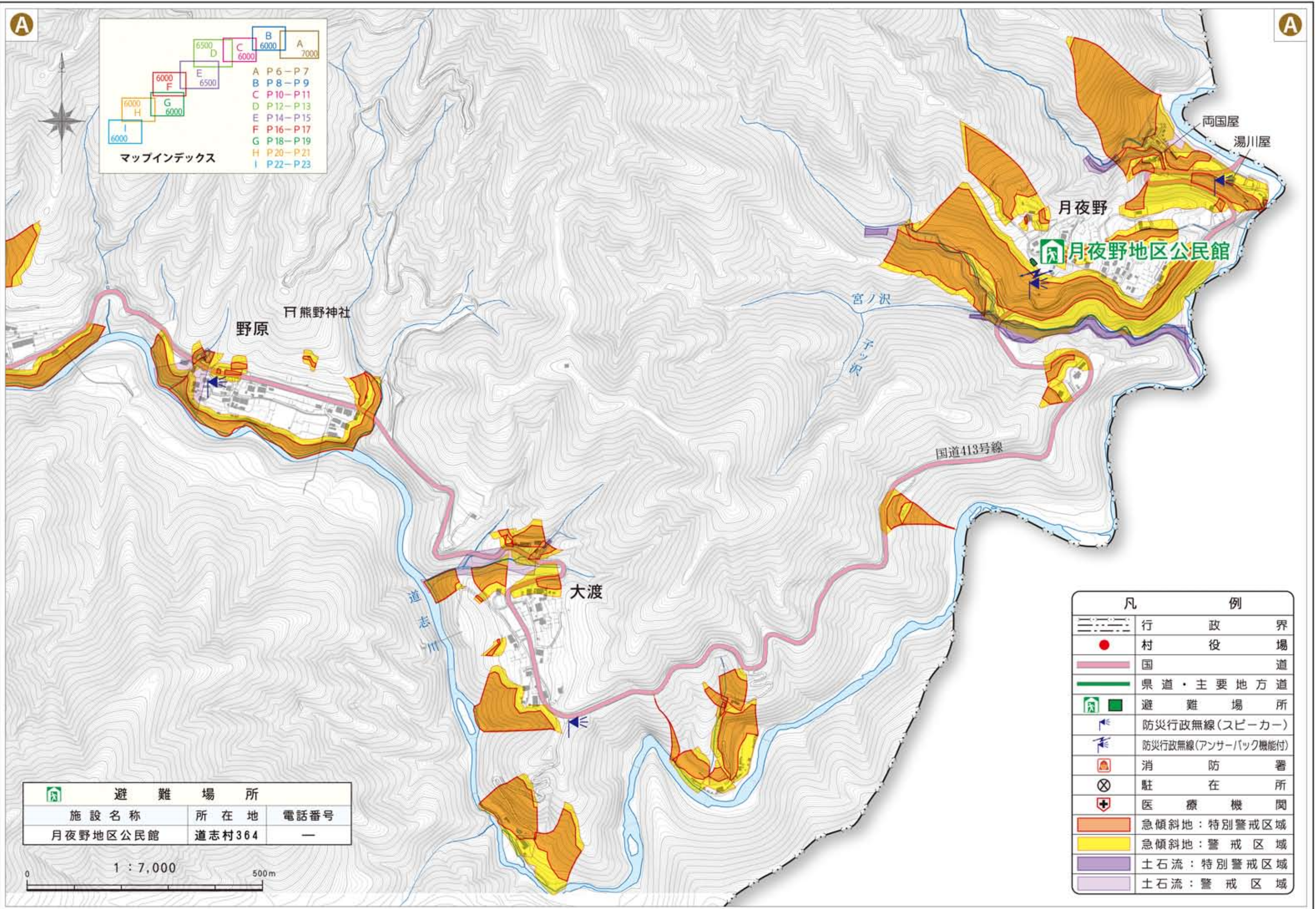
避難所名	対象地区名	所在地	連絡先
水源の郷やまゆりセンター	村内全域	道志村8990	-
月夜野地区公民館	月夜野	道志村364	-
みなもと体験館道志・久保分校	大野～大室指	道志村久保2176	0554-20-4688
道志小学校校舎	椿～馬場	道志村馬場5596	0554-52-2013
道志小学校体育館	椿～馬場	道志村馬場5596	-
道志中学校校舎	竹之本～西和出村	道志村池之原7568	0554-52-2036
道志中学校体育館	竹之本～西和出村	道志村池之原7568	-
道志保育所校舎	谷相	道志村谷相7779	0554-52-2239
唐沢体育館	川原畑～東神地	道志村8991	-
道の駅どうし	中神地～上中山	道志村上中山9745	0554-52-1811
善之木体育館	善之木～長又	道志村11125	-
善之木コミュニティセンター	善之木～長又	道志村11125	-

道志村土砂災害警戒区域、特別警戒区域 告示年月日及び告示番号

告示年月日	告示番号
平成23年3月10日	山梨県告示第87号
平成23年3月14日	山梨県告示第103号
平成23年3月24日	山梨県告示第130号
平成23年8月25日	山梨県告示第335号
"	山梨県告示第336号
"	山梨県告示第337号
"	山梨県告示第338号

このハザードマップのA～I図に使用した地形図は平成16年度に作成したものである。

1 : 46,000



マップインデックス

A	6000	7000	A	P6-P7
B	6000		B	P8-P9
C	6000		C	P10-P11
D	6500		D	P12-P13
E	6500		E	P14-P15
F	6000		F	P16-P17
G	6000		G	P18-P19
H	6000		H	P20-P21
I	6000		I	P22-P23

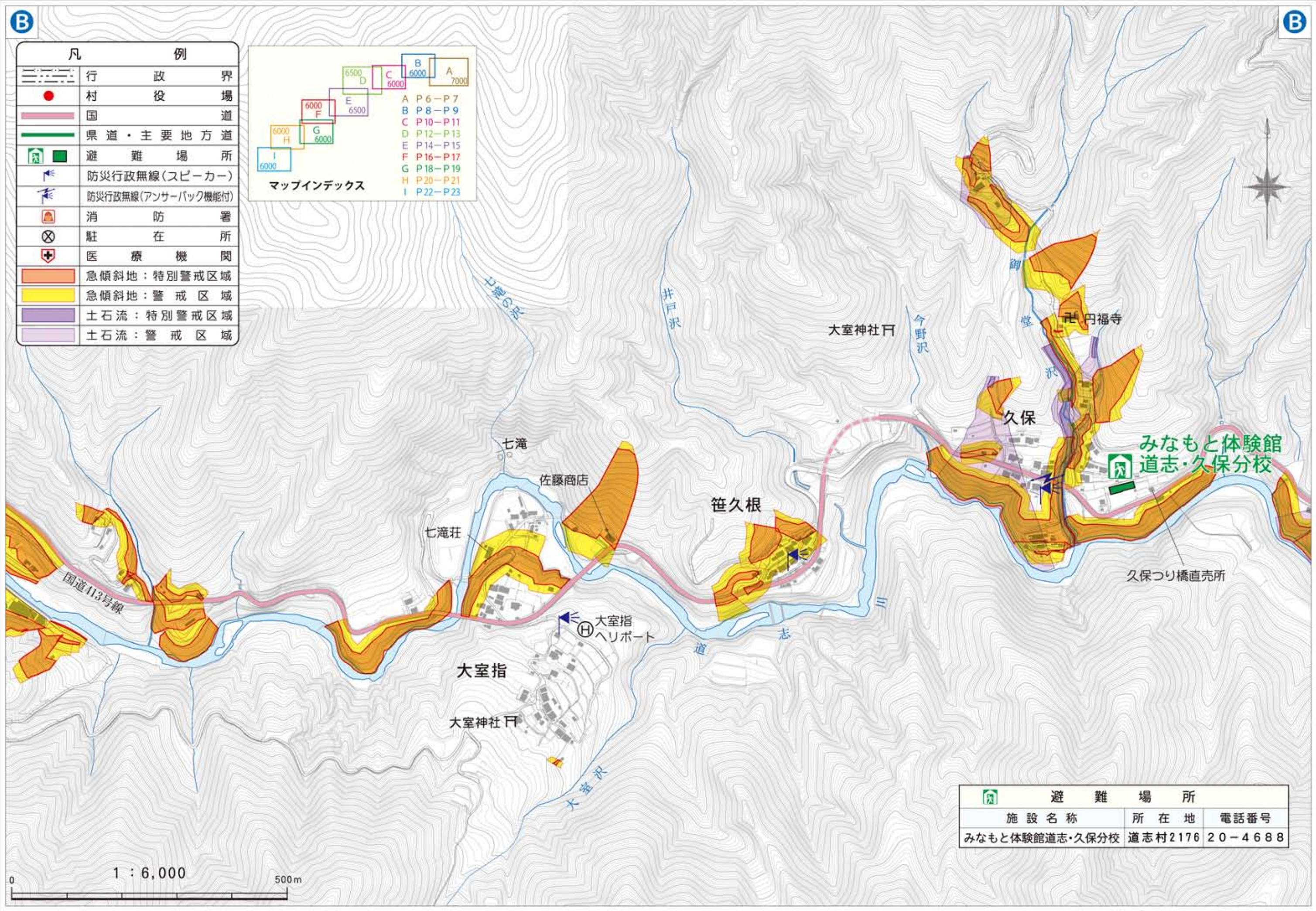
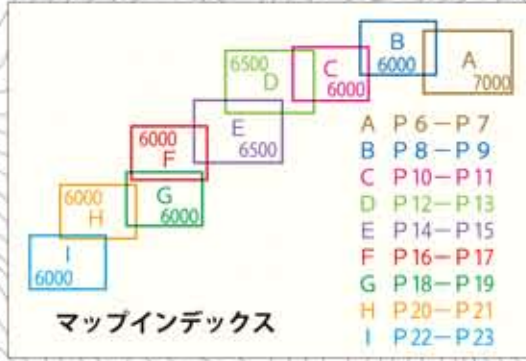
避難場所		
施設名称	所在地	電話番号
月夜野地区公民館	道志村364	—

凡	例
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域

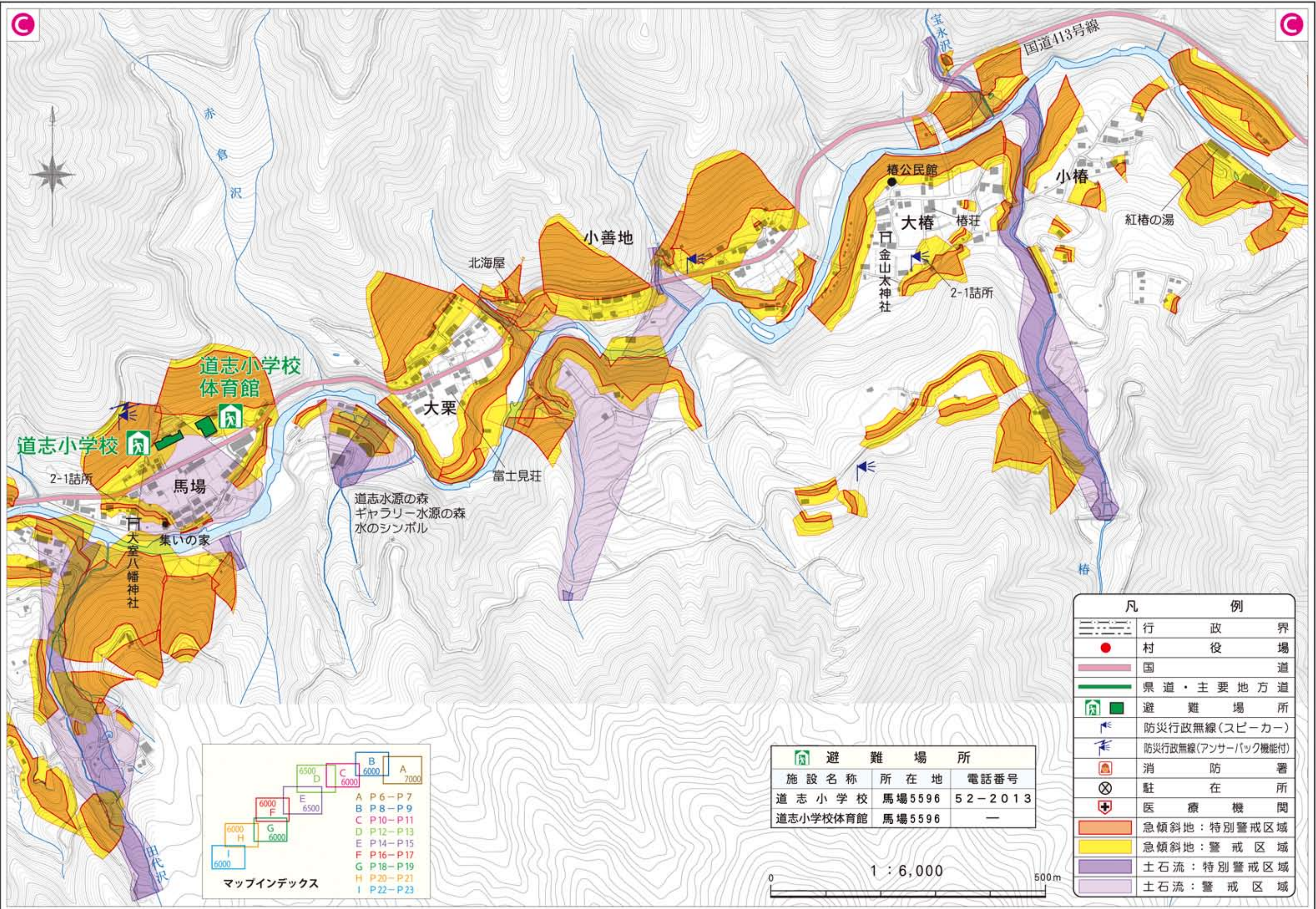
1 : 7,000

0 500m

凡	例
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域



避難場所		
施設名称	所在地	電話番号
みなもと体験館道志・久保分校	道志村2176	20-4688



マップインデックス

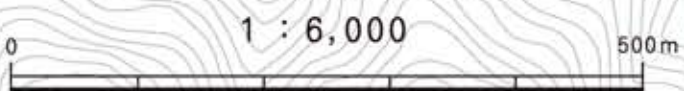
A	P6-P7
B	P8-P9
C	P10-P11
D	P12-P13
E	P14-P15
F	P16-P17
G	P18-P19
H	P20-P21
I	P22-P23

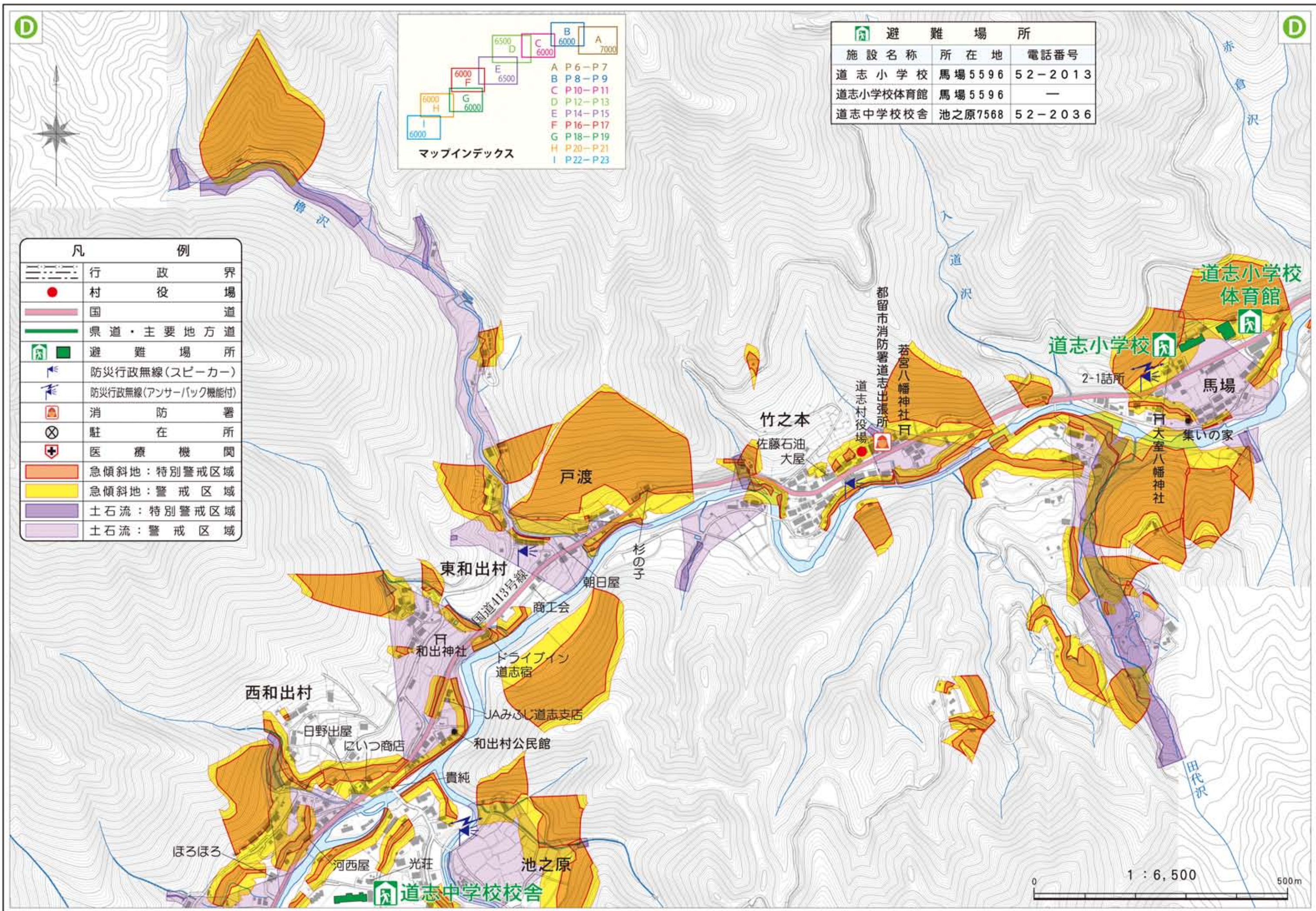
避難場所

施設名称	所在地	電話番号
道志小学校	馬場5596	52-2013
道志小学校体育館	馬場5596	—

凡例

	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域





マップインデックス

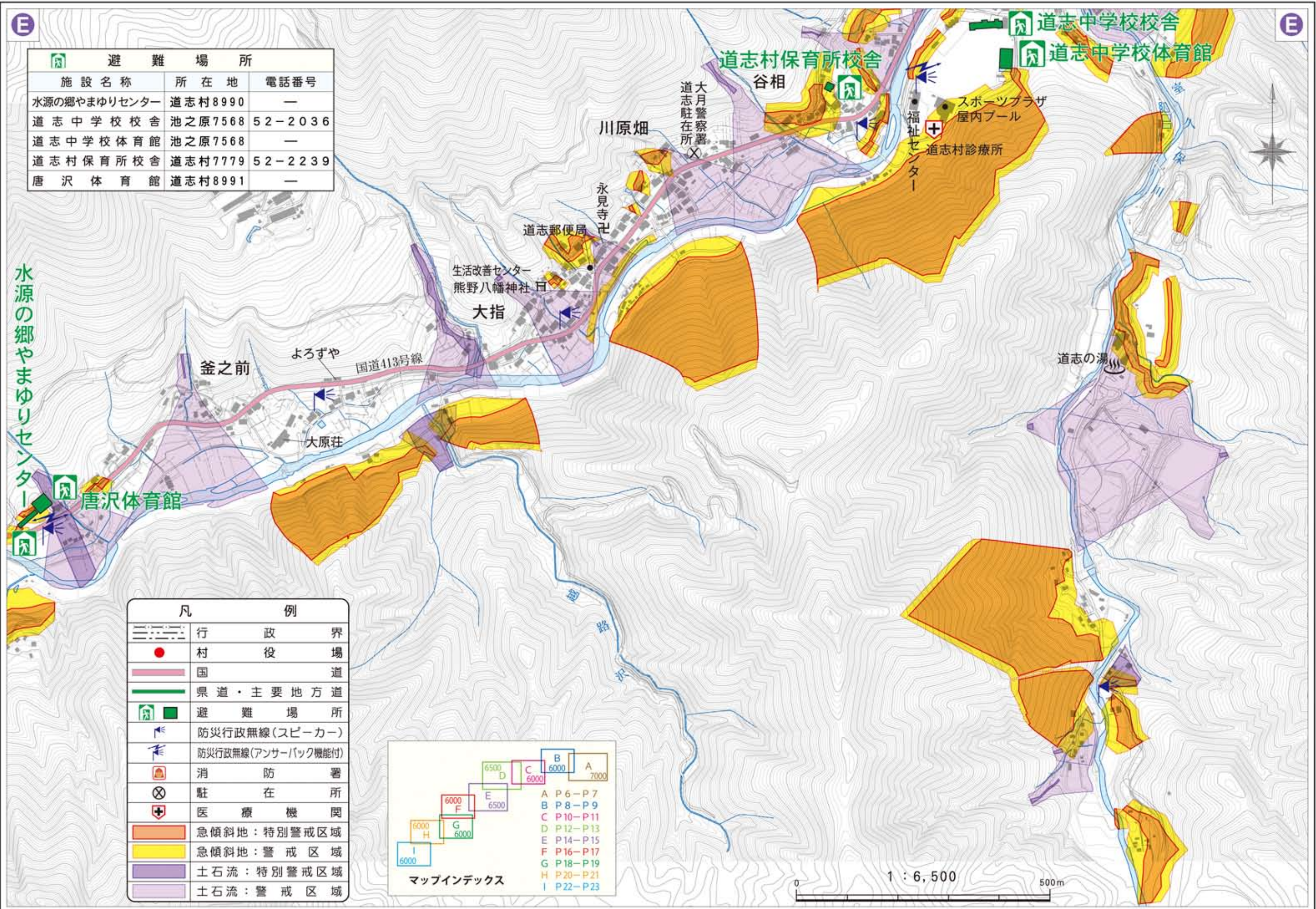
A	7000	P 6-P 7
B	6000	P 8-P 9
C	6000	P 10-P 11
D	6500	P 12-P 13
E	6500	P 14-P 15
F	6000	P 16-P 17
G	6000	P 18-P 19
H	6000	P 20-P 21
I	6000	P 22-P 23

避難場所

施設名称	所在地	電話番号
道志小学校	馬場5596	52-2013
道志小学校体育館	馬場5596	—
道志中学校校舎	池之原7568	52-2036

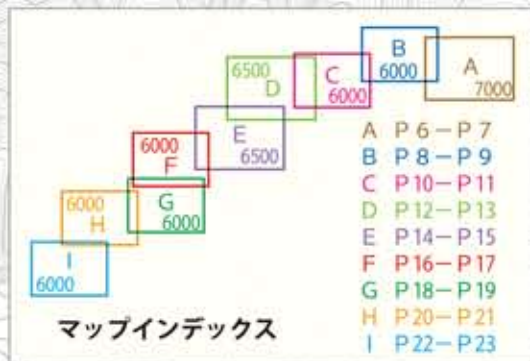
凡	例
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域

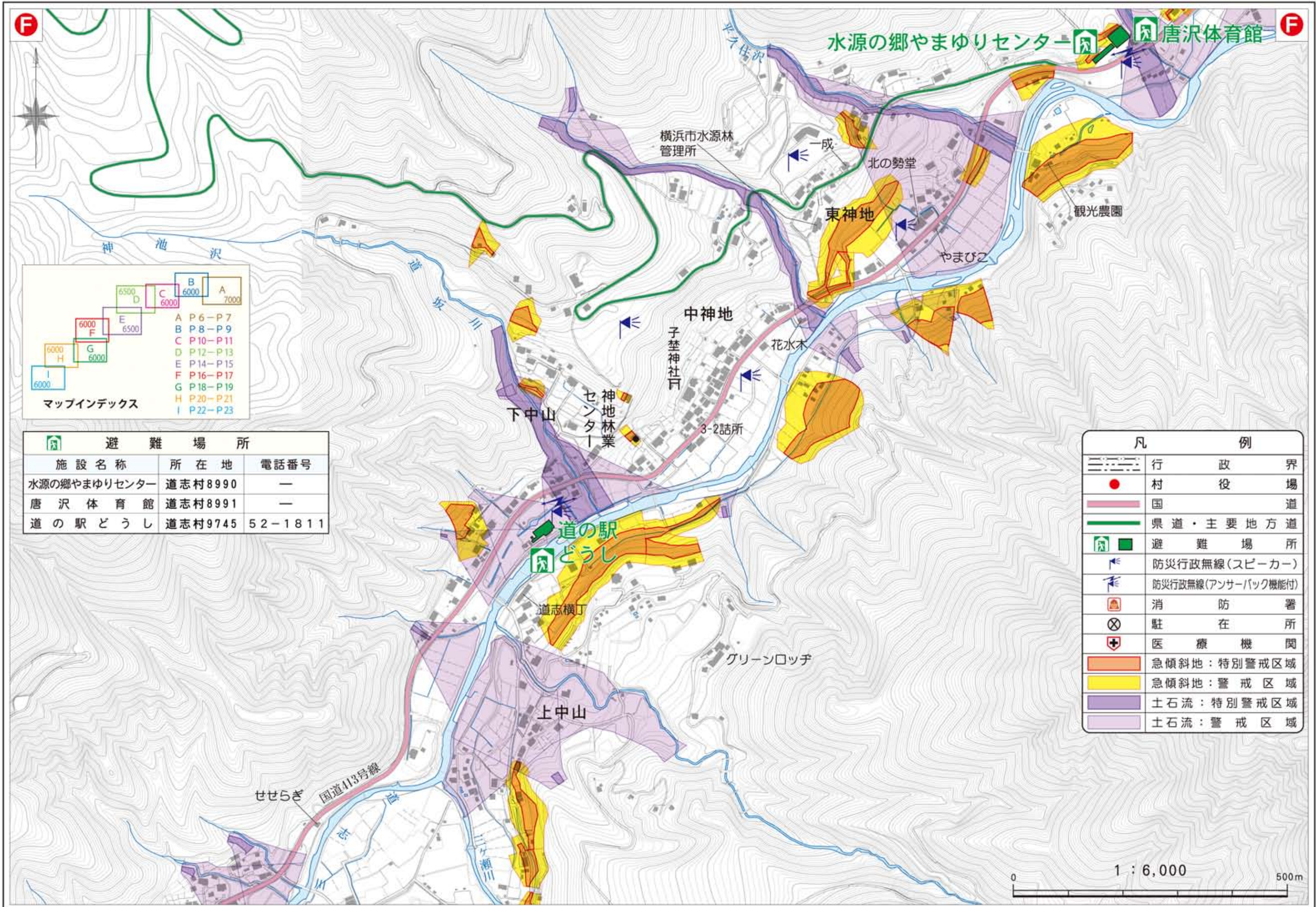
0 1 : 6,500 500m



避難場所		
施設名称	所在地	電話番号
水源の郷やまゆりセンター	道志村8990	—
道志中学校校舎	池之原7568	52-2036
道志中学校体育館	池之原7568	—
道志村保育所校舎	道志村7779	52-2239
唐沢体育館	道志村8991	—

凡	例
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域





マップインデックス

A	6500	6000	7000
B	6000	6500	7000
C	6000	6500	7000
D	6000	6500	7000
E	6000	6500	7000
F	6000	6500	7000
G	6000	6500	7000
H	6000	6500	7000
I	6000	6500	7000

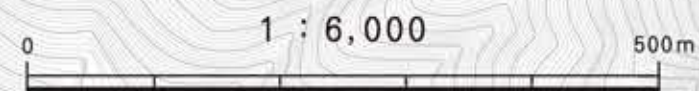
A P6-P7
 B P8-P9
 C P10-P11
 D P12-P13
 E P14-P15
 F P16-P17
 G P18-P19
 H P20-P21
 I P22-P23

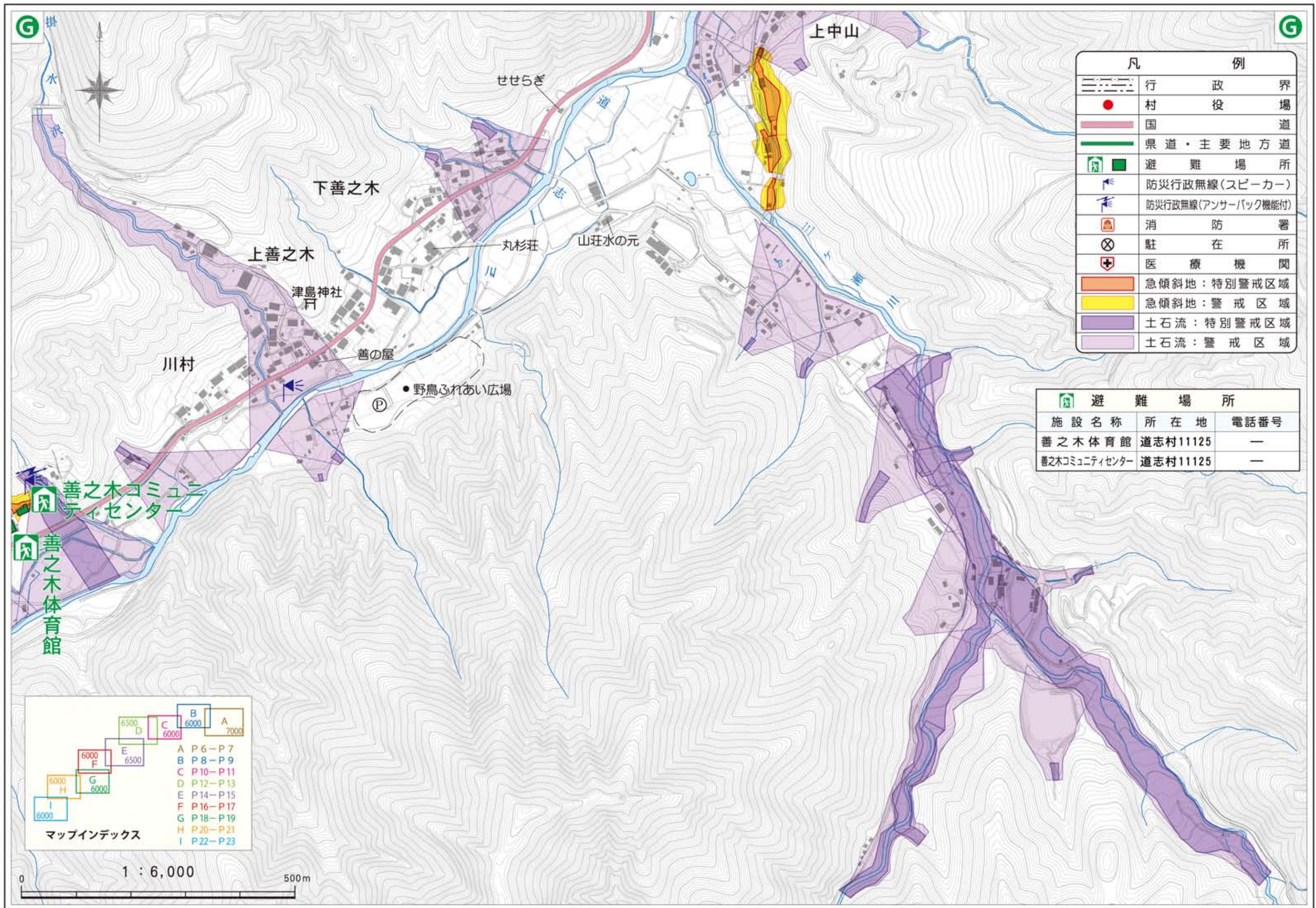
避難場所

施設名称	所在地	電話番号
水源の郷やまゆりセンター	道志村8990	—
唐沢体育館	道志村8991	—
道の駅 どうし	道志村9745	52-1811

凡例

	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域

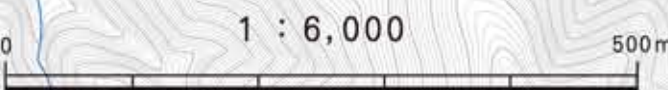


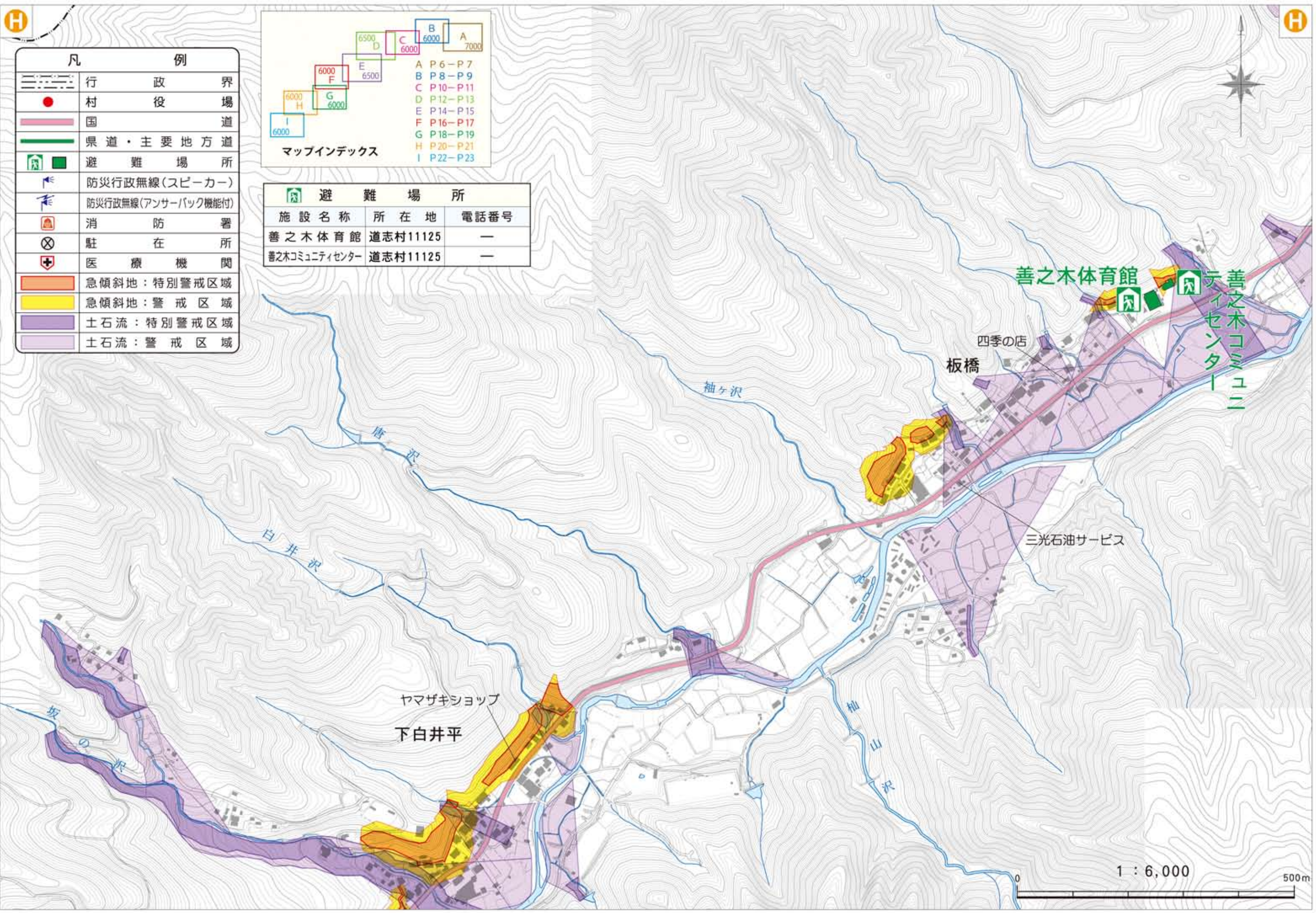


凡 例	
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域

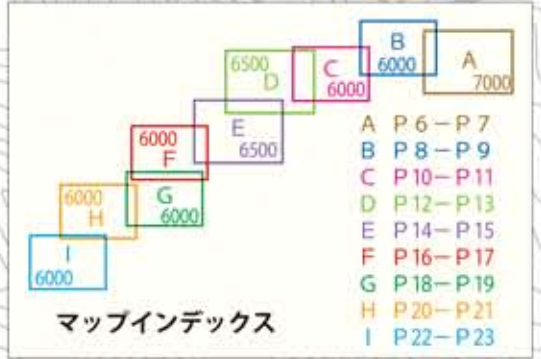
避難場所		
施設名称	所在地	電話番号
善之木体育館	道志村11125	—
善之木コミュニティセンター	道志村11125	—

マップインデックス	
	A P6-P7 B P8-P9 C P10-P11 D P12-P13 E P14-P15 F P16-P17 G P18-P19 H P20-P21 I P22-P23

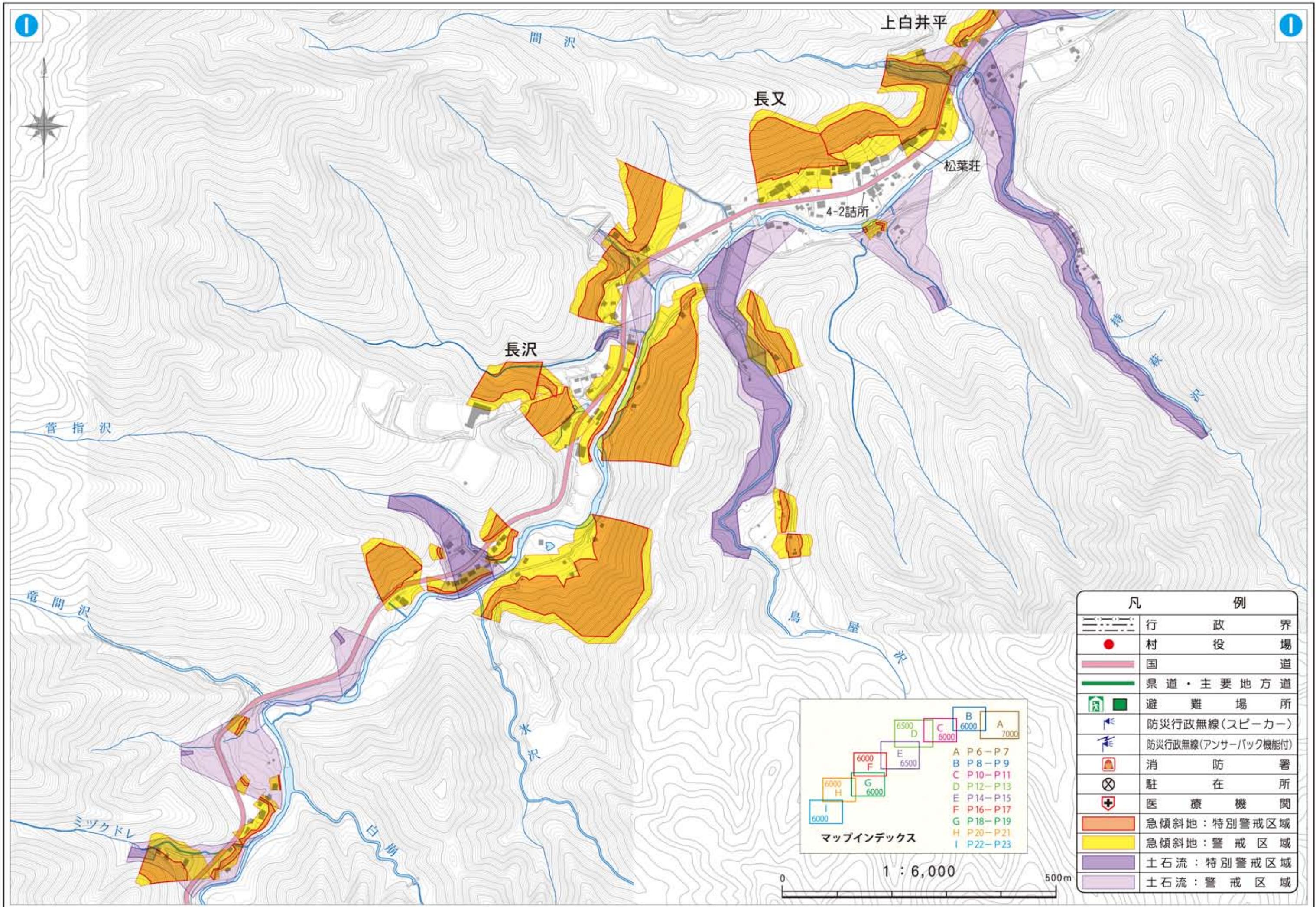




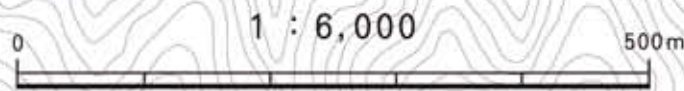
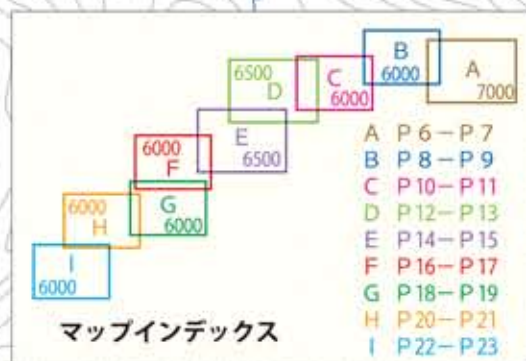
凡	例
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域



避難場所		
施設名称	所在地	電話番号
善之木体育館	道志村11125	—
善之木コミュニティセンター	道志村11125	—



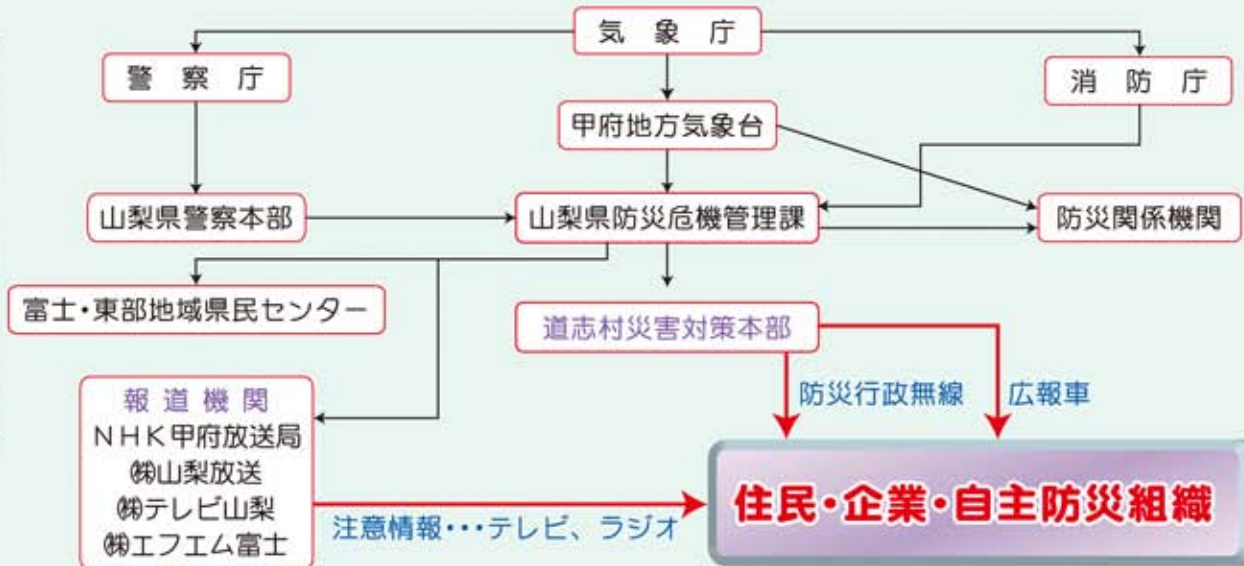
凡 例	
	行政界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	防災行政無線(アンサーバック機能付)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域



避難場所一覧

避難所名	対象地区名	所在地	避難所連絡先
水源の郷やまゆりセンター	村内全域	道志村8990	—
月夜野地区公民館	月夜野	道志村364	—
みなもと体験館道志・久保分校	大野～大室指	道志村久保2176	0554-20-4688
道志小学校校舎	椿～馬場	道志村馬場5596	0554-52-2013
道志小学校体育館	椿～馬場	道志村馬場5596	—
道志中学校校舎	竹之本～西和出村	道志村池之原7568	0554-52-2036
道志中学校体育館	竹之本～西和出村	道志村池之原7568	—
道志保育所校舎	谷相	道志村谷相7779	0554-52-2239
唐沢体育館	川原畑～東神地	道志村8991	—
道の駅どうし	中神地～上中山	道志村上中山9745	0554-52-1811
善之木体育館	善之木～長又	道志村11125	—
善之木コミュニティセンター	善之木～長又	道志村11125	—

情報の伝達経路



災害対策本部の設置

通知及び公表先	連絡方法
村職員	庁内放送、村防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話、FAX
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線、電話、FAX
大月警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
村内関係機関	村防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	村防災行政無線、広報車、口頭（自主防災会長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書

わたしたちの防災対策

もしもに備えて確認・準備を!!

風雨ばかりでなく、地震でも土砂災害は発生します。

○日頃の生活のなかで・・・

- ※日頃から家族や近所の方といざという時の話し合いをしておきましょう。
- ※緊急時の持ち出し用具、用品を整理し保管場所を確認しておきましょう。
- ※家族や隣近所の方と避難経路、避難所等を確認しておきましょう。
- ※周辺の危険箇所からの影響もかんがえておきましょう。

○もしも災害が発生したら・・・

- ※災害対策本部の指示に従って落ち着いて避難しましょう。
 - ※避難指示や勧告は、危険が迫ったときに出されますので、速やかに避難しましょう。
 - ※乳幼児・お年寄りや体の不自由な人を第一に避難させましょう。
 - ※なるべくヘルメット等を着用して避難しましょう。
 - ※デマ等に惑わされず、正しい情報で行動しましょう。
 - ※土砂災害（地震を含む）発生の場合は、1階より2階が安全です。豪雨時は2階で過ごしましょう。
 - ※緊急時にはみなさんで助け合いましょう。
 - ※家族や近所の人たちと一緒に行動しましょう。
- また、近くのお年寄りや体の弱い方なども一緒に避難しましょう。

家族で話し合いを



村内の避難所

村内には、災害時に避難するための施設がいくつか設けられています。
家族で自宅近くの避難所を確認しておきましょう。

避難所

災害による家屋の倒壊、消失など現に被害を受けた者
又は被害を受ける恐れのある者を学校等の既存建築物
に収容し、保護する施設。



避難所



気象情報に注意

風水害

台風や発達した温帯低気圧に伴う暴風雨によって強風と大雨による災害が広範囲に入り混じって発生する場合を風水害と言います。

風水害は、事前にある程度予測できるとはいえ、台風などがもたらす大雨・強風の威力は計りしれません。また台風が過ぎ去ったとしても河川の増水・氾濫の恐れがあります。川の水位を観察したり、テレビ・ラジオなどの気象情報や防災無線・広報などの情報に十分注意し、万全の対策をとるようにしましょう。

備えと風水害対策

- ◆屋内では
 - ・停電に備えトランジスタラジオを用意しておく。
 - ・非常持ち出し品を用意。断水に備えて水も確保しておく。
 - ・浸水の恐れのあるところは、家財道具や食料品などの生活用品を高いところへ。



台風

台風とは、北西太平洋や南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、中心付近の最大風速が約 17m/s 以上のものを指します。

日本列島には、毎年多数の台風が接近・上陸し、強風と大雨によりたびたび大きな被害にあっていきます。台風情報に注意して被害が出ないように備えましょう。

集中豪雨

◆集中豪雨とは

短時間のうちに狭い範囲に集中して降る大雨を集中豪雨とよんでいます。

非常に激しい雨が、何時間も同じ場所に降り続けると、大きな災害となります。大雨災害の多くは集中豪雨によるものです。

◆どのようなときに発生するの？

- ・日本付近に前線が停滞しているとき。（特に梅雨期の終わり頃）
- ・台風が日本に近づいているときや上陸したとき。
- ・大気不安定な状態が続き、次々と雷雲が発生するとき。

◆雨の降り方と強さ

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間に10～20mm	1時間に20～30mm	1時間に30～50mm	1時間に50～80mm	1時間に80mm以上
ザーザーと降り、地面一面に水たまりが出来る程度の雨	どしゃ降り、傘をさしてもぬれてしまう程度の雨	バケツをひっくり返したような雨	滝のように降り、傘が全く役に立たなく、先が見えない雨	息苦しくなるような圧迫感があるような雨
長く続くときは、注意が必要	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まります。	道路が川のようになり、山崩れや崖崩れが発生しやすくなります。	マンホールから水が噴出したり、土石流などの災害が発生する可能性が高くなります。	雨による大規模な災害が発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要です。

避難時の心得

日頃から、地震や洪水被害に備えた家屋の点検や補強を行い、家族での役割分担や非常用持ち出し品の準備をして、万一避難することになった場合には、冷静に状況判断をして安全な避難を心がけてください。

★正確な情報収集

自然災害の発生そのものを防ぐことは出来ませんが、正確な防災情報や自然情報を入手することで、災害の被害を軽減することができます。

役場や消防署から避難の呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。



★安全な避難経路での避難を

あらかじめ、自分たちで避難場所までの避難経路を複数決めておき、その中から安全に通行できる経路で避難しましょう。避難場所を決めておくと、家族が別々になったときでも落ち合うことができます。

また、実際に歩きながら確認しておきましょう。



★お年寄りなどの避難に協力を

お年寄りや子供、病気の人は、早めの避難が必要です。近所のお年寄りや子供、病気の人の避難に協力しましょう。

急を要するときなどは、ひもなどを使って背負い安全な場所へ避難しましょう。

それぞれの人に適した、恐怖感を与えないような誘導方法に配慮しましょう。



★お車での避難は控えて

洪水などで浸水している場所では車が水につかり動かなくなることがあります。

また、道路をふさぎ復旧活動の妨げになることがあります。車での避難はやめ、徒歩で避難しましょう。



★家を出る前に

避難する前に、電気のブレーカーを切り、火の元(コンロ、暖房器具、タバコ、線香等)には十分注意しましょう。

また、親せきや、知人などに避難する旨を連絡して、連絡先を確認しましょう。



★動きやすい服装、2人以上での避難

避難するときは、動きやすい服装で、2人以上での避難を心がけましょう。

長袖・長ズボン等の安全な服を着用し、ヘルメットや防災頭巾で頭を保護しましょう。

靴はひもで縛れる運動靴が最適です。長靴では洪水のときに中に水がたまり、動きづらくなるので禁物です。



★水面下にある危険

冠水した道路は足元が見えないため、側溝やマンホールのふたが開いている場合などは非常に危険になります。陥没した穴や流出した障害物、段差などにも注意が必要です。

先頭に立つ人は傘や長い棒などで確認しながら進みましょう。



★早めの避難を心がけましょう

土砂災害は多くの場合被害の発生・拡大に時間的余裕がありません。台風が接近してから外に出るのは危険です。気象情報や村の避難情報などを確認して、少しでも危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。



地域ぐるみで防災を

自主防災組織とは？

大規模な災害発生時には、建物の倒壊、道路の寸断や通信手段の混乱などから、役場や防災関係機関の機動力が到達するまでには時間がかかることも想定されます。そこで、各関係機関が到達するまでに住民皆さんの力で隣近所の救出や火災の初期消火など被害拡大を防ぐため、各自治会で自主防災隊を組織していきます。

日頃から、自治会の集まりなどを利用して、防災について話し合ったり、住民皆さん同士のコミュニケーションを図り、いつくるかわからない災害に備えましょう。



活動内容と役割分担

平常時の活動

- ・防災知識の普及
正しい知識を身につけるため、防災訓練などを通じて防災知識の普及を図る。
- ・地域内の防災環境の確認
災害が発生したときに、地域内に被害の拡大につながる原因はないか確認する。
援助の必要なお年寄りや身体の不自由な人を把握しコミュニケーションをとっておく。
- ・防災訓練の実施
日頃から災害に備え訓練をし、防災活動に必要な知識や技術を習得する。



災害時の活動

- ・災害に関する情報の収集と情報伝達に協力しましょう。
- ・出火防止及び初期消火活動に協力しましょう。
- ・避難経路、避難所の安全確認と誘導。お年寄りや身体の不自由な人への対応に協力しましょう。
- ・応急救護体制を整え、負傷者の救出、救護所への搬送に協力しましょう。
- ・水や食料を配分し給食・給水活動に協力しましょう。



地域の「災害時要援護者」への協力

お年寄りや障害のある方は、生命の安全を守るための敏速かつ確かな行動がとりにくく、災害時の対応が困難な立場にあります。

普段からコミュニケーションをはかり、災害時にはすぐ駆けつけ、行動を共にしてあげましょう。繰り返して交流を図り、地域の環境に慣れてもらうことも大切なことです。みなさんに「こんにちは！」と一声かけることを習慣にしましょう。

災害時要援護者

災害時要援護者とは、何らかのハンディキャップを有するため、災害に対処する際に他者の援護を必要とする方々です。

- 傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ日常的に健常者であっても理解能力や判断能力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者。
- 危険を知らせる音が聞こえない、そして見えない視聴覚障害者など、それを察知することが困難な人。
- 日本の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人。



家庭での安全対策

家の安全

子供は大人が予想しない行動をとったりします。すぐにできる、家庭での安全対策を確認し、災害や大地震から身を守る耐震補強の知恵等を考えてみましょう。

★ 家の中の安全対策

- ①家の中に逃げ場としての安全な場所を作る・・・少しでも安全なスペースができるよう配置換えする。
- ②寝室、子どもやお年寄りのいる部屋には家具を置かない・・・就寝中に災害に襲われると危険。
- ③家具の転倒や落下を防止・・・家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。
- ④安全に避難できるように出入り口や通路にはものを置かない・・・いざと言うときに出入り口をふさいでしまう。

◆ 寝室の家具は倒れないように、また置かないようにしましょう。



◆ 家具や電気製品は、転倒防止用の金具などで固定しましょう。また、高いところに荷物を置かないようにしましょう。



◆ 窓ガラスや食器棚のガラスに飛散防止のフィルムを貼りましょう。

◆ 火の取り扱いに注意しましょう。
火災に対しては、日頃から火の取り扱いに注意するとともに、家の周りに燃えやすいものを置かないように心がけましょう。また、消化ポンベの設置にも心がけましょう。



★ 家の外の安全対策

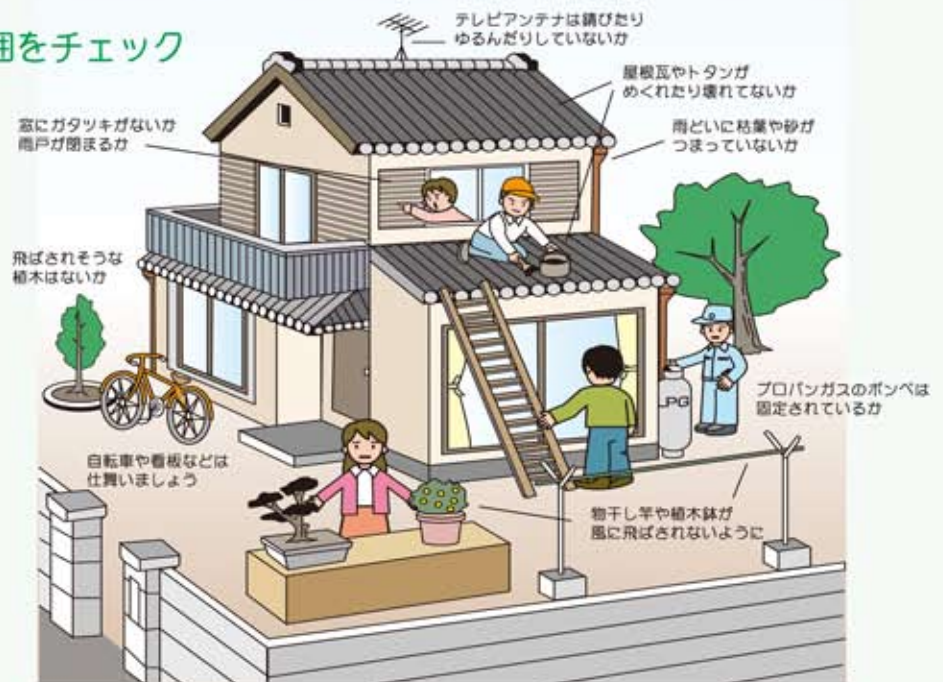
家の周囲をチェック

大雨や、台風に向けて日頃からの点検・整備が大切です。

いざと言うときのために雨に弱い箇所、風に弱い箇所を知っておきましょう。

天気の良い日に家の写真を撮っておくことも対策時の対応に役立つでしょう。

河川の崩壊、がけ崩れ等、周囲の危険からの影響も考えておきましょう。



非常時の持ち出し品



自分が持ち出せる量で自身が必要なものを備えておきましょう

☆必需品

- ラジオ
- 予備の電池
- 軍手
- コーブ (5m)
- コーソク
- ライター
- 懐中電灯
- 携帯電話



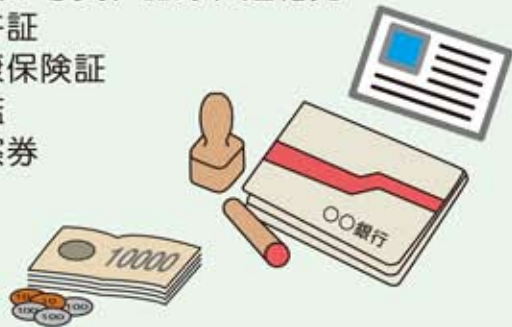
☆生活用品

- 衣類
- 石鹸・歯ブラシ
- レインコート
- レジャーシート
- スリッパ
- タオル
- 生理用品
- ポリ袋



☆貴重品

- 現金 (小銭)
- 預金通帳
- 家族の写真、記録、連絡先
- 免許証
- 健康保険証
- 印鑑
- 診察券



☆応急医薬品

- 常備薬
- マスク
- 救急セット
- ポケットティッシュ
- ウェットティッシュ



☆非常食品

- 飲料水
- インスタント食品
- 乾パンなど
- 栄養補助食品
- 食品用ラップ



☆その他

- ベビー用品
- 防災ずきん・ヘルメット
- 筆記用具



- 1 テレビやラジオ、または村の防災無線などで最新の正しい情報を得ましょう。



避難

10

ヶ条

大変だな！
どうしよう！！
あわてずに行動を
知っておこう

- 2 避難する前に、もう一度火の元と電気の安全ブレーカーを確認しましょう。



- 3 ヘルメットやずきんで頭を保護し、運動靴とか動きやすい安全な服を着る。



- 4 避難するときの荷物は必要最小限のものとし、事前に準備しておきましょう。



- 5 避難先や安否を書いた連絡メモを貼っておく。避難場所を明記しておく。



- 6 避難は徒歩で、二人以上で行動しましょう。車やオートバイは厳禁。



- 7 お年寄りや子どもの手はしっかり握り、早めに避難しましょう。



- 8 近所の人たちと集団で、まず決められた集合場所へ移動しましょう。



- 9 避難場所へ移動するときは段差などに気づきにくいので足元に十分注意する。



- 10 できるだけ指示された避難場所に避難する。家族と別れたときに落ち合えます。



わが家の緊急連絡先

名前	住所	電話番号
① 緊急連絡先		
連絡先	電話番号	連絡先
道志村役場	0554-52-2111	
② 家族の連絡先 もしものために家族の連絡方法・連絡先を決めておこう		
電話番号	名前	電話番号
③ 避難所 家族のみんながどこに避難するのか決めておこう 避難所までの道順を確認しておこう		
避難所	家族が離ればなれになってしまったときの集合場所	

NTT 災害用伝言ダイヤル「171」

「災害用伝言ダイヤル」は、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがい、伝言の録音・再生を行ないましょう。

- ①⑦① → ① (録音) ---▶ ご自宅の電話番号を市外局番 (0554) を入力してから、録音します。
 ② (再生) ---▶ ご自宅の電話番号を市外局番 (0554) を入力してから、再生します。

NTT 災害用ブロードバンド伝言板「web171」

「災害用ブロードバンド伝言板 (web171)」は、インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行なう伝言板です。

- ① <https://www.web171.jp/> にアクセスします。利用規約を確認後、「同意する」にチェックをして、「次へ」をクリックします。
- ② 伝言を登録 (あるいは閲覧) する電話番号を入力後、「OK」ボタンをクリックします。
- ③ 伝言を登録 (あるいは閲覧した伝言に返信) する場合には、伝言を入力後、「伝言の登録」ボタンをクリックします。
- ④ 確認画面が表示されますのでよろしければ「OK」をクリックします。
- ⑤ 「伝言を受付しました」の画面が表示されましたら登録完了です。

携帯電話 災害伝言板

携帯電話でも災害時に安否確認ができる「災害伝言板」サービスを提供しています。自らの安否状態を登録すると、インターネットを通じて、伝言を確認することが可能になります。ご利用の際は下記のアドレスから参照できます。

- DoCoMo : <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
 Softbank : <http://dengon.softbank.ne.jp/>
 au(EZ web) : <http://dengon.ezweb.ne.jp/>

消防・救急 119番 / 警察 110番

もしものための「災害用伝言ダイヤル」 — 災害時の安否確認に —

大規模災害などが発生すると被災地への電話が集中し、かかりづらくなります。そこでNTTの「災害用伝言ダイヤル」を利用すると、家族や親戚の安否確認・連絡などが「声の伝言板」を通じてできます。

全国のどこからでも一般電話 (ダイヤル回線を含む)、公衆電話、携帯電話、WEB171からメッセージを録音・再生 (1メッセージ約30秒) することができます。・・・ (契約一切不要)

※伝言は被災地の方の電話番号を知っている人がすべて聞くことができます。家族以外に聞かれたくないメッセージなどを録音するときは、あらかじめ暗証番号を決めておくとう便利です。

利用方法

<伝言の録音は>

「171」をダイヤル (ガイダンスが流れます)
 「1」をダイヤル
 (暗証番号を利用する場合は「3」を)
 「被災地の方の電話番号 (必ず市外局番から)」
 をダイヤル

<伝言の再生は>

「171」をダイヤル (ガイダンスが流れます)
 「2」をダイヤル
 (暗証番号を利用する場合は「4」を)
 「被災地の方の電話番号 (必ず市外局番から)」
 をダイヤル